

# トラック運送事業者・トラック運転者の皆様へ

～トラック運転者の労働時間・手待ち時間の取扱いについて～

## 1 はじめに

「自動車運転の業務」に従事する労働者については、令和6年4月1日以降、労働基準法の時間外労働の上限規制が適用されます。また、トラック運転者の拘束時間、運転時間等を定めた特別な規制「改善基準告示」も改正されます。

トラック運転者については、従来から手待ち時間（荷待ち時間）が労働時間なのか休憩時間なのかというトラブルが生じています。

トラック運転者の労働時間等の考え方は複雑で誤解が生じやすいため、関係行政通達や裁判例等をもとに労働時間の考え方を整理したリーフレットを作成しました。トラック運転者と荷主企業を含めた事業者間で共通認識を図り、未然に労使間のトラブル発生を防止するため、このリーフレットをご活用ください。

## 2 労働時間の考え方

労働基準法の労働時間とは、最高裁の判例（三菱重工長崎造船所事件判決 平成12.3.9）において「**労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間**」をいうとされています。

また、厚生労働省では「労働時間適正把握ガイドライン（平成9.1.20 基発0120第3号）」により、労働時間の考え方について明らかにしています。

### 【労働時間適正把握ガイドライン】

労働時間とは、**使用者の指揮命令下に置かれている時間**のことをいい、使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんによらず、**労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれていると評価できるか否かにより客観的に定まるもの**であること。

また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価できるかどうかは、**労働者の行為が使用者から義務付けられ、又はこれを余儀なくされていた**等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること。

### 【関係行政通達】

- 休憩時間とは**単に作業に従事しない手待ち時間を含まず労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間の意**であって、**その他の拘束時間は労働時間**として取り扱うこと（昭22.9.13 発基第17号）。
- 貨物の到着の発着時刻が指定されている場合において、トラック運転者がその貨物を待つために勤務時間中に労働から解放される手あき時間が生ずるため、その時間中に休憩時間を1時間設けている場合にあつて、当該時間について**労働者が自由に利用できる時間であれば休憩時間**である（昭39.10.6 基収第6051号）。
- 「手待ち時間」とは、**使用者の指示があつた場合には即時に業務に従事することを求められており労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間を指し**作業をしていなくても、就労しないことが使用者から保障されていないため、休憩時間ではない（昭23.4.7 基収第1196号）。

具体的な事例は裏面を参照ください



厚生労働省山口労働局

### 3 参考になる裁判例

<判例1> 田口運送事件（横浜地裁相模原支部 平成26年4月24日）

保冷荷物を運送するトラック運転手の配送先における待機時間が労働時間に該当するとされた事案。

【判断のポイント】

・荷積のため、工場の出荷場で車列に並びながら待機しなければならなかった。  
・出荷場では、担当者から指示があれば、直ちに出荷場に移動できるよう待機していなければならなかった。

→ 使用者の指揮命令下に置かれていた時間と判断されました。

<判例2> 大虎運輸事件（大阪地裁 平成18年6月15日）

長距離トラック運転手の走行途中での休憩、配送先到着後に次の仕事に取り掛かるまでの時間が労働時間には該当しないとされた事案

【判断のポイント】

・休憩時間について、パーキングでのトイレ休憩や食事休憩についてまとまった時間（1時間ないし2時間単位）がとられていた。

・配送先到着後次の仕事に取り掛かるまでの時間について、会社からの突然の指示があっても、これに応じるか応じないかは運転手の判断に任されていた。

→ 使用者の指揮命令下に置かれていた時間ではないと判断されました。

### 4 労働基準監督署の調査事例

#### 事例1

トラック運転者について、所定の休憩時間が取れておらず、賃金の不払いが生じているとの情報に基づき調査したところ、会社側が休憩時間を管理しておらず、**所定の休憩時間がとれていなかった**ため、指導しました。

#### 事例2

トラック運転者について、会社側が荷下しの時間を休憩時間として取り扱っているとの情報に基づき調査したところ、会社側は、**荷下しの時間を一律30分とみなし、残りの荷下し時間を休憩時間として取り扱っていた**ため、指導しました。

#### 労働者側・使用者側で取り組んでいただきたいこと

- 労働時間、休憩時間の考え方について理解しましょう。  
→労働時間適正把握ガイドラインの周知
- 客観的な方法で労働時間、休憩時間を把握し、記録しましょう。  
→労働時間を把握するためのシステムや運行データ機器等の整備
- トラック運転者と使用者の相互理解を深めましょう。  
→労働時間、休憩時間の考え方についての共通認識、トラック運転手及び運行管理者の時間管理意識の向上

● 詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 改善基準告示

検索



お問い合わせは山口労働局監督課・労働基準監督署へ